

町田市駐車場事業経営戦略

団 体 名 : 町田市

事 業 名 : 駐車場事業

策 定 月 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用	職 員 数	1(兼務) 人
----------------------------	------	-------	---------

施 設 名	原町田一丁目駐車場	原町田一丁目第2駐車場
事 業 開 始 年 月 日	昭和55年4月1日	平成18年12月8日
種 類	都市計画駐車場	都市計画駐車場
立 地	駅 商業施設	駅 商業施設
構 造	立体式	広場式
建設後(建替後)の経年年数	40年	14年
駐車場使用面積	6,989.33 m ²	1,170.47 m ²
収容台数	250 台	36 台
営 業 時 間	24時間	24時間
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	指定管理者制度(利用料金制)
	ウ PPP・PFI	

(2) 料金形態

※近隣駐車場に比較して減免を行っている場合は、その点についても記載すること。

料金形態	(基本料金) 午前6時から午後11時 20分100円 午後11時から翌朝6時 60分100円 (最大料金) 月曜日から金曜日 当日最大900円 土曜日、日曜日、祝休日 当日最大1,500円 パーク&ライド利用者 当日最大800円 (パーキングカード・回数券) 3,300円券 3,000円 6,600円券 6,000円 (定期駐車利用) 原町田一丁目駐車場 平日定期定期利用 1ヶ月あたり9,420円 原町田一丁目第2駐車場 全日定期利用 1ヶ月あたり18,850円
料金形態の考え方	条例に定める上限を超えない範囲で指定管理者が決定。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	2020年4月1日

2. 将来の事業環境

(1) 施設を取り巻く環境等

原町田一丁目駐車場は中心市街地に立地する横浜線町田駅直結の駐車場で、近隣には駅、商業施設、商店街が存在します。

【近隣の類似施設】

・まちだターミナルパーキング(530台)

午前6時30分から午後11時30分 30分200円、午後11時半から翌朝6時30分(出入庫不可) 60分100円

午前6時30分から午後11時30分 最大料金1,400円

・町田市文化交流センター(プラザ町田)駐車場(機械式 30台)

午前8時30分から午後10時30分 30分150円

(2) 駐車場需要の見通し

中心市街地に立地し、駅直結であることから、利便性が高く今後も収益が見込めます。

(3) 料金収入の見通し

「(2) 駐車場需要の見通し」のとおり今後も収益が見込めます。引き続き指定管理者と連携し利便性の向上を図ります。

(4) 施設の見通し

原町田一丁目駐車場は建設後40年が経過しており、老朽化が進んでいることから、施設の安全性を確保するため、定期的に点検業務を行うとともに、必要な設備投資や修繕を行う必要があります。

(5) 組織の見通し

令和2年度から、指定管理者の利用料金制を導入しており、現在は担当職員1名(兼務)体制です。今後も同様の体制で運営する予定です。

3. 経営の基本方針

・安心安全な施設の維持
定期的な施設の点検・修繕を行うとともに、利用者が安心して安全に利用できるよう駐車場施設の維持に努めます。

・経営基盤の強化
令和2年度からは指定管理者の利用料金制を導入し、効果的かつ効率的なサービス提供を行っています。今後も健全な経営を続けていくため、指定管理者と連携し、施設のより効果的な活用を図ります。

・利用者サービスの向上
民間のノウハウを活かし、利用者サービスを向上に努めます。

・中心市街地の活性化支援
中心市街地への買い物客や駅利用者等の駐車場として、中心市街地の活性化に寄与します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 - ① 収支計画のうち投資についての説明

・投資については、主に施設の修繕に関する投資です。
・施設の老朽化が進んでいることから、指定管理者と連携し、施設の安全性を確保するの設備投資や修繕を行います。

- ② 収支計画のうち財源についての説明

指定管理者制度の利用料金制を導入しており、収入は指定管理者からの納付金です。

- ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

第2駐車場用地借上料…第2駐車場の土地は民間から借りており、その借上料です。
指定管理期間が令和6年度で終了するため、その後については見直しの可能性があります。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	民間のノウハウを活かし、サービスの向上を図ります。
投資の平準化	長期修繕計画に基づき、修繕を行います。
その他の取組	指定管理期間が令和6年度で終了するため、その後については見直しの可能性もあります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	条例の範囲内で、指定管理者が決定します。
利用者増加に向けた取組	指定管理者と連携し、施設の利便性を高めます。
資産の有効活用等による収入増加の取組	利用率に応じて定期利用枠を増やすなど、指定管理者と連携し取組を行います。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	指定管理者制度(利用料金制)を導入しているため、委託料は発生しておりません。
管理運営費	指定管理者制度(利用料金制)を導入しており、管理運営費は修繕料と土地の賃借料です。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	旧国鉄原町田周辺商店街について「斜陽化を防止するため施策を講ずること」との付帯意見がついて、都市計画決定変更の告示がなされた経過があります。そのため、自動車利用者を中心市街地へ誘導する施設として、サービスを提供する必要があります。中心市街地立地し、主に駅や中心市街地の商業施設、商店街の利用者の駐車場として機能しています。中心市街地の集客に寄与しています。
公営企業として実施する必要性	道路付属物であるため、道路管理者が設ける必要があります。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗管理等の評価・検証を行った上で、お客様ニーズや社会環境等を踏まえ、適宜修正を行っていきます。具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略との収支計画との乖離や他計画との内容の整合を検証し、後年に影響が出てくる場合は、収支計画を修正します。
---------------------	--

経営戦略対象期間

(単位:千円,%)

区 分		年 度		経営戦略対象期間											
		30年度 (決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	78,825	55,903	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100		
	(1) 営 業 収 益 (B)	78,825	55,903	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100		
	ア 料 金 収 入 (C)	78,825	55,903	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100		
	イ 受 託 工 事 収 益 (O)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益														
	ア 他 会 計 繰 入 金														
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	92,326	21,062	18,998	18,998	28,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998		
	(1) 営 業 費 用 (E)	92,326	21,062	18,998	18,998	28,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998		
ア 職 員 給 与 費															
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	92,326	21,062	18,998	18,998	28,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998	18,998			
(2) 営 業 外 費 用															
ア 支 払 利 息															
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 13,501	34,841	37,102	40,402	30,402	37,102	40,402	40,402	37,102	40,402	40,402	37,102			
1 資 本 的 収 入 (F)	13,501														
(1) 地 方 債 償 還 金															
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金															
(2) 他 会 計 補 助 金	13,501														
(3) 他 会 計 借 入 金															
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金															
(6) 工 事 負 担 金															
(7) そ の 他															
2 資 本 的 支 出 (G)		34,841	37,102	40,402	30,402	37,102	40,402	40,402	37,102	40,402	40,402	37,102			
(1) 建 設 改 良 費															
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)															
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		34,841	37,102	40,402	30,402	37,102	40,402	40,402	37,102	40,402	40,402	37,102			
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	13,501	△ 34,841	△ 37,102	△ 40,402	△ 30,402	△ 37,102	△ 40,402	△ 40,402	△ 37,102	△ 40,402	△ 40,402	△ 37,102			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)															
積 立 金 (K)															
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)															
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
収 益 的 支 出 に 充 て た 地 方 債 (N)															
収 益 的 支 出 に 充 て た 他 会 計 借 入 金 (O)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)															
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (Q)															
実 質 収 支 黒 字 (R)															
(P)-(Q) 赤 字 (S)															
赤 字 比 率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (T)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)	78,825	55,903	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100	59,400	59,400	56,100			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((T)/(U) × 100) (V)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (W)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (X)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (Y)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((V)/(X) × 100) (Z)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)															
地 方 債 残 高 (Z)															

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		経営戦略対象期間											
		30年度 (決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
収益的 収 支 分	うち 基準内繰入金														
	うち 基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分	うち 基準内繰入金														
	うち 基準外繰入金														
合 計															

※令和7年度以降、見直しの可能性あり